

までとする。

(6) 有効期間の更新手続

前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成18年7月1日から平成18年7月31日まで行う。

熊本県教育委員会公告第6号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成16年6月25日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

1 競争入札に付する事項

(1) 借入物品及び数量

ア 教育用コンピュータ 423セット

イ プロジェクター 64セット

ウ その他周辺機器及びソフトウェア

(2) 借入物品の規格、品質等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 借入期間 平成16年9月1日から平成21年8月31日まで

(4) 納入期限 平成16年8月31日(火)

(5) 納入場所 要求仕様書による。

(6) 入札方法

ア 入札金額は、賃借料1月当たりの借入代金とする。見積りに当たっては、60月賃借料率で計算すること。

イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用する。

エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

(1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成14年熊本県告示第516号)による審査のうえ、有資格者として営業種目リース・レンタル(取扱業種010A機器類)に登録された者であること。

(2) 納入しようとする物品の機能等証明書を平成16年7月21日(水)午後5時までに熊本県教育庁教育政策課政策・情報班へ提出し審査を受け、承認を受けたことを証明する書類を入札までに提出した者。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。

(5) 4の(4)のアの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)による指名停止期間中でないこと。

3 契約条項を示す場所

熊本県教育庁教育政策課政策・情報班(熊本県庁行政棟新館7階)

郵便番号 862-8609 熊本市水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-383-1111(内線6614)

4 入札手続等

(1) 入札に関する事務を担当する部局の名称

3に記載のとおり

(2) 入札説明書及び要求仕様書の交付期間及び場所

ア 交付期間

平成16年6月25日(金)から平成16年7月21日(水)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。

イ 交付場所

3に記載のとおり

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 平成16年7月7日(水) 午前10時30分

イ 場所 熊本県庁新館8階第801会議室

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年8月5日(木) 午後2時

イ 場所 熊本県庁新館8階第801会議室

(5) 入札書の提出方法

4の(4)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、